水戸市立石川中学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月２５日
一部改正　平成２９年４月１４日
一部改正　平成３０年７月２０日
一部改正　令和　３年４月　６日

本校は，学校教育目標に「知性にとみ、心豊かで、たくましく」を掲げ，「一人一人の学ぶ意欲の高揚」「他を思いやる心の育成」「常に新鮮さのある学校」を具体的施策として生きる力を育てていく教育活動を推進している。また、全校の目標として「明るく　元気に　笑顔で　和ンチーム」を合い言葉として，全生徒・全教師・全地域が一丸となって取り組んでいる。

平成２５年度からは、水戸市のいじめ解決推進事業「ふれあいプラン」を受け，生徒像に「正しい生徒」（自律・精神力）の育成を重点として掲げ，取組を進めてきた。

平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行され，国，県，市の「いじめ防止基本方針」が策定された。

いじめ問題の解決にあたっては，未然防止，早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには，学校，保護者，地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し，密接な連携のもと，組織的な対応ができるよう，常に体制の整備を図る必要がある。

本校は，すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進していくために，この「いじめ防止基本方針」を策定する。

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

いじめとは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は，表面的，形式的に行うことなく，いじめられた生徒の立場に立って行う。また，いじめの認知は学校内外を問わない。

２　いじめの理解

いじめは，どの子にも，どの学校にも起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ，無視，陰口等）」は，多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命または身体に危険を生じさせるものと言える。

さらに，いじめの構造として，直接な加害者と被害者だけでなく，「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意する必要がある。こうした中で，集団全体にいじめを許さない立場へと導いていく日頃の関わりや指導が重要である。

３　いじめの基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり，決して許されない。いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち，いじめが発生した場合には，いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い，組織で対応する。

(1) 教職員のいじめに対する意識の高揚

教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち，生徒を守ることができるのは，第一義に学校であるという強い決意のもとで，日々の指導に当たる。

(2) いじめの未然防止・早期発見

いじめの未然防止・早期発見に向け，校種間の連携や相談体制，保護者や地域への啓発など，実効性のある取組を行う。

(3) 関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け，学校と市教育委員会との連携を強化するとともに，第三者や専門家の意見を取り入れ，関係機関との連携を深める。

4　「水戸市立石川中学校いじめ防止対策委員会」の設置

教職員及びスクールカウンセラー等の専門家により構成される委員会を設置し，次の取組を行う。

いじめ防止対策委員会	
校　長　　教　頭　　教務主任　　生徒指導主事 学年主任　養護教諭 特別支援コーディネーター　　当該担任	※重大事態への対応 市総研指導主事 スクールカウンセラー

(1) いじめ防止の取組や年間計画の作成
(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
(3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う役割
(4) いじめを察知した場合には，情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
(5) 基本方針の内容の見直しと取組の改善を行う役割

5　いじめの未然防止に向けた取組

(1) 学級経営，道徳教育，人権教育及び体験活動の充実を図る取組
(2) 生徒の主体的な活動の促進
　生徒が自主的にいじめを考え，自ら改善に向けた活動を進められるようにする。また，生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導する。
(3) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進
　本方針について，保護者会，学校だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報を発信し，学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。
(4) 校種間および関係機関との一層の連携
ア　的確な情報伝達
　小中一貫教育の視点を踏まえ，適切な時期に水戸市立石川小学校でいじめにかかわる情報連携を行う。
イ　関連施設との情報共有
　いじめの要因は様々であることから，水戸市総合教育研究所，福祉関連機関（市子ども課，児童委員），児童相談所および警察等との情報共有を継続的に行う。

6　いじめの早期発見に向けた取組

いじめの発見・兆候の把握 → 校内の連絡・相談・確認（いじめ対策会議）

→ 情報把握（サポートチーム） → 被害生徒，加害生徒，傍観者・観衆への聞き取り

→ 情報の共有 → 被害生徒へのケア → 加害生徒，傍観者・観衆への指導

→ 保護者への指導 → 第２次状況把握 → 第２次ケア・指導

→ いじめに関する総括 → 報告 → 再発防止の徹底（第３次ケア・指導）

(1) いじめの兆候
ア　平素から生徒に声をかけ，表情・語調・態度・そぶりを観察する。
イ　登校時の友人関係の変化について，学年主任，学年担当，生徒指導主事によるみとりを通して，情報共有をする。
ウ　連続３日の欠席，連続２日の遅刻に対して，家庭への連絡や家庭訪問をする。
(2) いじめの発見と実態調査
ア　いじめアンケート（月１回）
イ　職員間での情報共有　発見者→該当学年主任→担任・学年担当
　　↘ 生徒指導主事→教頭・校長
ウ　生徒指導主事による調査チームの編成と内容の正確な聞き取り
(3) その後の対応
ア　被害生徒へのケア
イ　加害生徒への指導
ウ　保護者への指導
エ　いじめ防止対策委員会の積極的招集，対応の検討

(4) 教職員の指導力の向上
(5) 教育相談
ア　生徒，保護者が相談しやすい校内体制の整備
○　スクールカウンセラー，心の教育相談員による校内放送
○　スクールカウンセラー，心の教育相談員の保護者への周知
（カウンセラー通信，生徒指導通信を使って）
イ　スクールカウンセラー，心の教育相談員による授業時，給食時のみとり

7　いじめに対する措置
(1) 事実の確認及び市教委への通報
(2) いじめを受けた生徒，保護者への支援
(3) いじめを行った生徒への指導と保護者への助言
ア　毅然とした指導の徹底
いじめる側の生徒に対する指導については，全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み，状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
また，関係機関と連携して対応する。
イ　保護者と一体となったいじめ改善
いじめる側の生徒に対する指導については，その保護者にも状況を伝え，学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して，保護者とともに改善を図るよう努めます。

8　重大事態への対処
(1) 重大事態の意味
重大事態とは，「いじめにより生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」で，いじめを受ける生徒の状況で判断する。
また，「いじめにより生徒が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められるとき」で，いじめを受ける生徒の状況で判断する。
なお，生徒の保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，校長が判断し，対応する。
(2) 重大事態への対処
校長が重大事態と判断した場合，直ちに市教育委員会に報告するとともに，校長がリーダーシップをとり，いじめ防止対策委員会で調査し，事態の解決に当たる。いじめの事実等についてありのままを伝え，説明責任を果たす。
なお，市教育委員会が設置する専門委員の調査に協力する。
いじめを受けた生徒の心のケア等に最大限の努力をし，いじめに関与した生徒との関係回復に取り組む。